

# 春日井市市民活動促進基本指針

(案)

春日井市

平成 24 年 月

# 目次

## 第1章 指針策定の趣旨

- 1 指針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 春日井市の市民活動を取り巻く現状と課題

- 1 市民活動に関する市民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 区・町内会・自治会の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 区・町内会・自治会以外の地縁型団体の現状と課題・・・・・・・・ 8
- 4 テーマ型団体の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 社会貢献活動に取り組む企業等の現状と課題・・・・・・・・ 12
- 6 行政の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第3章 活動団体と市民、行政の役割

- 1 区・町内会・自治会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 区・町内会・自治会以外の地縁型団体の役割・・・・・・・・ 14
- 3 テーマ型団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 社会貢献活動に取り組む企業等の役割・・・・・・・・・・ 15
- 5 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第4章 市民活動の促進に向けた取組

- 1 人材の発掘と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 情報の共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 地域資源の有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 活動団体相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

＜魅力ある市民活動を促進するために＞・・・・・・・・・・・・ 20

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 資料

- 基本指針策定までの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 春日井市民活動促進のための基本指針策定委員会要綱・・・・・・・・ 26
- 基本指針策定委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

# 第1章 指針策定の趣旨

## ■ 1 指針策定の趣旨

本市では、平成15年3月に「春日井市ボランティア活動推進基本計画」（計画期間 平成15年度から平成24年度まで）を策定し、平成19年度には市民活動支援センターを開設するなど、市民活動を支援する環境を整えてきました。

その結果、年々、安全安心や環境、福祉、子育て、国際交流など様々な分野において、ボランティア活動が活発化してきました。

しかしながら、少子高齢化の進展、住民の価値観や生活スタイルの多様化などにより、社会情勢が大きく変化し、地域のつながりが薄れつつあると言われています。

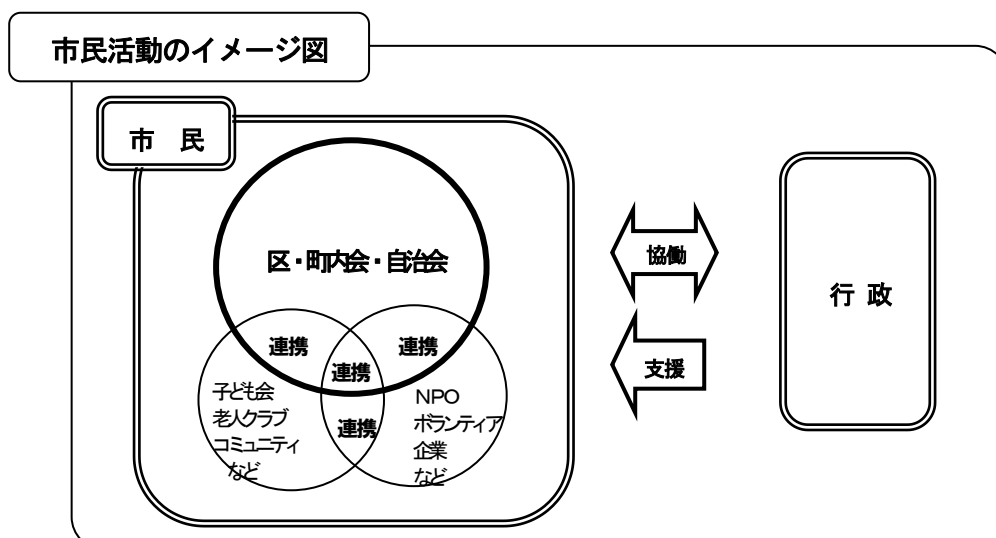
心豊かで住みやすい地域社会の実現に向け、これまで、行政と市民活動団体が互いに協力し合い、可能な限り課題の解決に取り組んできました。

しかし、多様化する市民ニーズに、よりきめ細やかに、より迅速に responding していくためには、さらなる、市民参画による協働のまちづくりが必要となってきました。

また、昨年発生した東日本大震災では、行政による“公助”のほか、町内会などを単位とした住民同士の助け合いによる“共助”の大切さが、あらためて再認識されました。

こうしたことから、すべての住民が関わることができ、地域を包括する区・町内会・自治会の持つ意味は大変大きく、区・町内会・自治会を中心として、子ども会や老人クラブなどの地縁型団体、特定のテーマを持って活動するNPOやボランティア団体などのテーマ型団体、社会貢献活動に取り組む企業等がそれぞれの特性を活かしながら連携し、加えて行政との協働のもとで地域課題を解決していくことが求められます。

そのため、区・町内会・自治会を中心とした自主的な市民活動が重要であることから、市民活動団体が相互の交流、連携の推進を図るとともに、市民と行政が協働して市民活動を促進するための基本指針を策定します。



## ■ 2 用語の定義

この指針における用語の定義は、次のとおりです。

### (1) 市民とは

市内に居住している人のほか、市内へ通勤通学している人、市内で事業・活動を行う人や団体とします。

### (2) 市民活動とは

市民が自らの意思と責任に基づき、自主的・自立的・自発的に行う活動とし、次のいずれにも該当する活動とします。

- ア 地域社会に貢献する活動
- イ 継続的に行う活動（注1）
- ウ 営利を目的としない活動（注2）
- エ 宗教・政治活動を目的としない活動

（注1） 1回限りのイベントを企画する実行委員会のような団体の活動は除きます。

（注2） 活動から利益を生み出すことを制限するものではありません。

ただし、活動から生じる利益を構成員に分配する営利活動は除きます。

### (3) 市民活動団体とは

市民活動を行う団体とし、次のように分類します。

団体の種類		主な活動分野
地縁型団体	区・町内会・自治会	○親睦・交流    ○防犯・防災    ○環境美化 ○情報共有    ○行政との連絡調整    など
	子ども会 老人クラブ コミュニティ推進協議会 地区社会福祉協議会 など	○青少年健全育成    ○高齢者福祉 ○親睦・交流    ○防犯・防災 ○環境美化 など
テーマ型団体	NPO ボランティア団体 など	○障がい者支援    ○高齢者支援    ○学術・文化・芸術 ○スポーツ振興    ○環境保全    ○青少年健全育成 ○防犯・防災    ○保健・医療    ○国際協力 など
社会貢献活動 に取り組む企 業等	企業 商店街 青年会議所 など	○環境美化    ○防犯・防災    ○親睦・交流 ○施設開放    ○人的・物的支援    など

## 第2章 春日井市の市民活動を取り巻く現状と課題

### ■ 1 市民活動に関する市民の意識

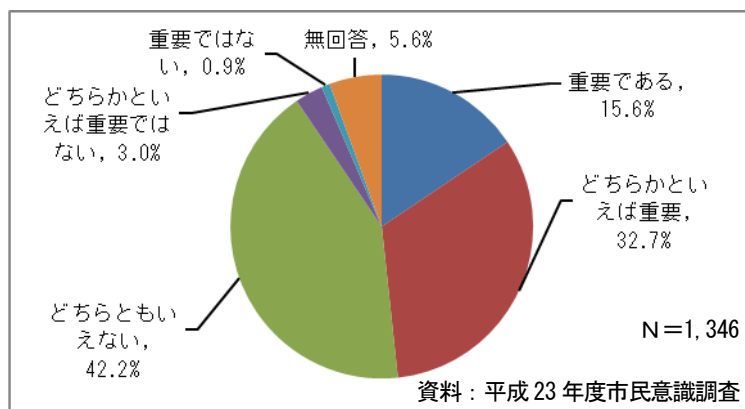
平成23年度に実施した「第五次春日井市総合計画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、「市民活動が活発に行われていることの重要度」は、「重要である」、「どちらかといえば重要である」、あわせて48.3%の市民が重要視していることがわかります（図表1）。

また、「あなたがボランティア活動や町内会活動、NPO活動など、市民活動に最も期待することは何ですか？」という問いに対しては、「住みやすい地域の創出」が47.3%と最も多く、次いで、「地域での身近な課題の解決」が31.1%となっており、よりよい地域づくりに向けた市民活動への期待の高さがうかがえます（図表2）。

次に、平成21年度に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」（以下「地域福祉アンケート」という。）では、市民の「地域活動への参加状況」は「参加している」、「以前参加したことがある」、あわせて54.8%の市民が参加の経験があります（図表3）。

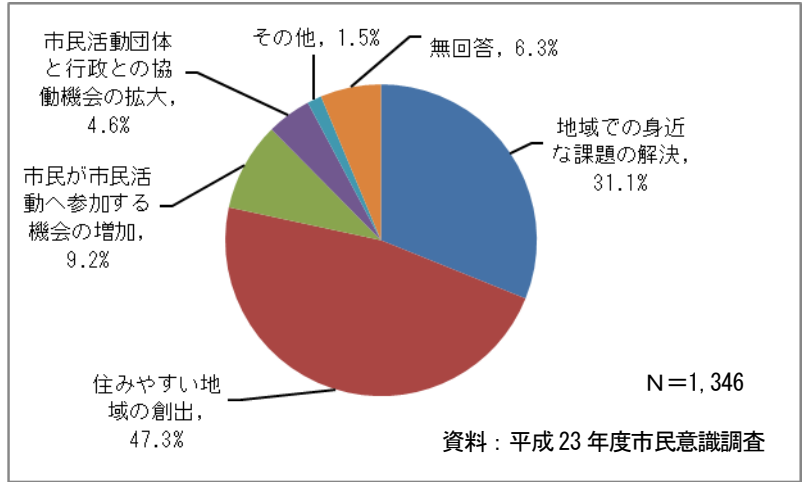
また、「参加している（した）地域活動の内容」は、「区・町内会・自治会」で77.7%と最も高く、次いで「子ども会・青少年健全育成」が32.4%となっており、区・町内会・自治会が市民に最も身近で、地域の中心となっていることがわかります（図表4）。

市民活動が活発に行われていることの重要度（図表1）

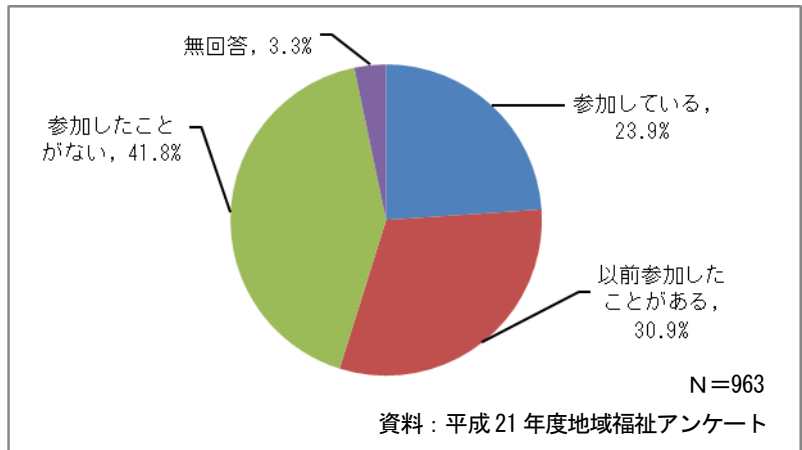


- 比率は%で表し、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、%の合計が100%にならないことがあります。
- 基数となる実数はNとして掲載し、各グラフの比率はNを母数とした割合を示しています。
- 1人の回答者が複数回答する設問では「複数回答」と表示しています。この場合、その比率の合計は100.0%を上回ることがあります。

あなたがボランティア活動や町内会活動、NPO活動など、市民活動に最も期待することは何ですか？（図表2）

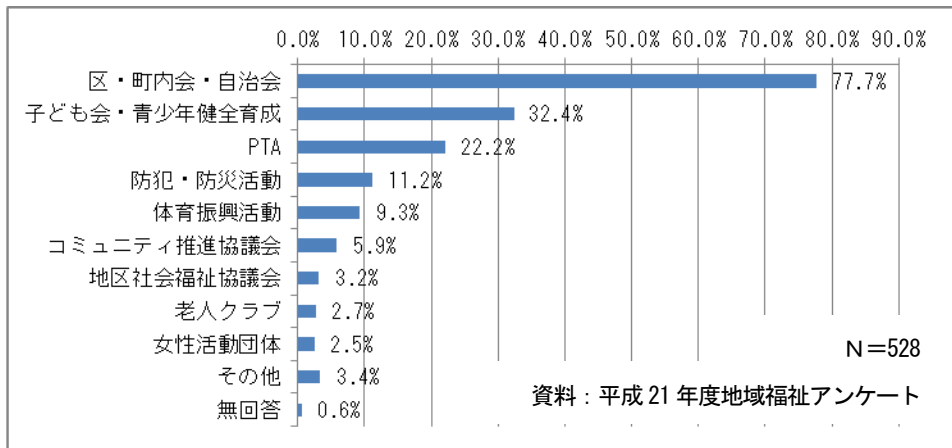


地域活動への参加状況（図表3）



参加している（した）地域活動の内容（図表4）

（複数回答）



## ■ 2 区・町内会・自治会の現状と課題

区・町内会・自治会は、市民にとって最も身近な団体であり、地域の核として重要な役割を担っています。

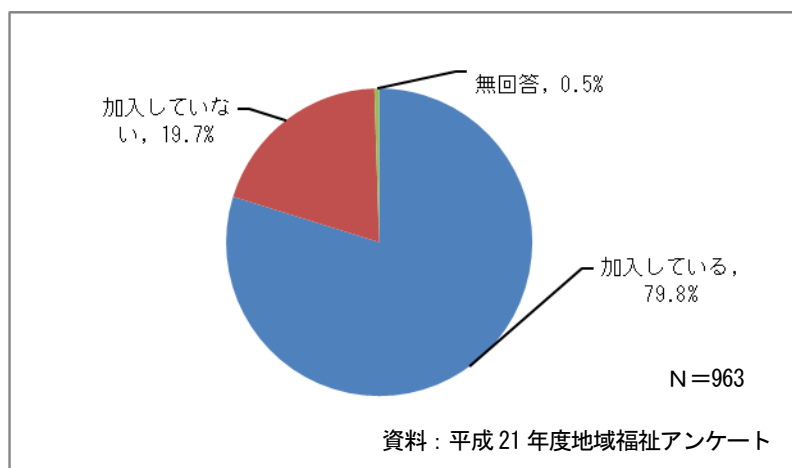
親睦・交流・防犯・防災・環境美化・行政との連絡調整など、その活動内容は実に幅広く、地域の包括的な機能を持っています。

しかしながら、本市の特徴として転入転出が多いことなどから、地域でのつながりが希薄となり、区・町内会・自治会への加入率が年々低下してきています。

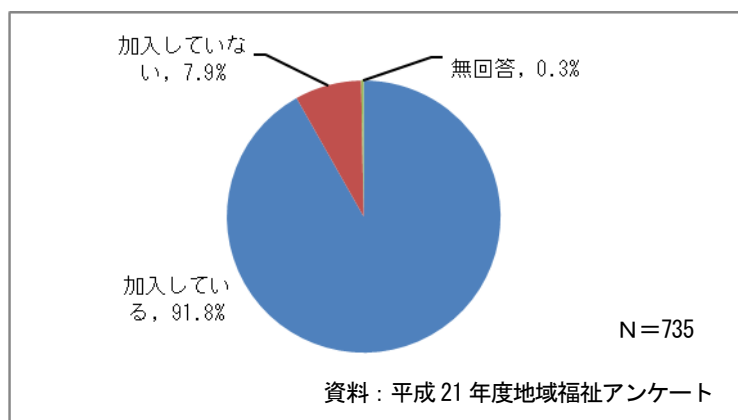
地域福祉アンケートでは、「区・町内会・自治会の加入状況」は「加入している」が79.8%、「加入していない」が19.7%となっており（図表5）、平成15年度の調査と比較すると、「加入している」の割合が8.2ポイント低くなっています。

これを住居形態別にみると、持ち家の場合は「加入している」が91.8%と非常に高く（図表6）、逆に賃貸住宅の場合は「加入していない」が58.7%と高くなっています（図表7）。

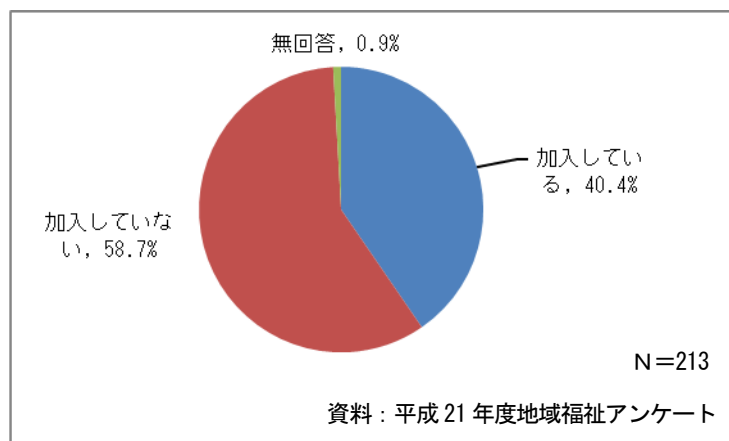
区・町内会・自治会の加入状況【全体】（図表5）



区・町内会・自治会の加入状況【持ち家】（図表 6）



区・町内会・自治会の加入状況【賃貸住宅】（図表 7）



区・町内会・自治会の活動上での困り事は「役員のなり手が無い」が56.6%と最も高く、次いで「メンバーが高齢化している」が55.1%、「メンバーが仕事などで忙しく、活動できない」、「地域のコミュニティが希薄化している」、「若い人が興味を持つような活動ができていない」がそれぞれ31.5%となっています（図表8）。

また、平成 22 年度に区・町内会・自治会長を対象に実施したアンケートでは、次のような意見がありました。

- ・ 高齢化が進み、役員選出に苦勞する。
- ・ 役員の業務が多いため、なり手がなく、同じ人が継続して役員を務める傾向にある。
- ・ 潜在的住民パワーを引き出す工夫が望まれる。



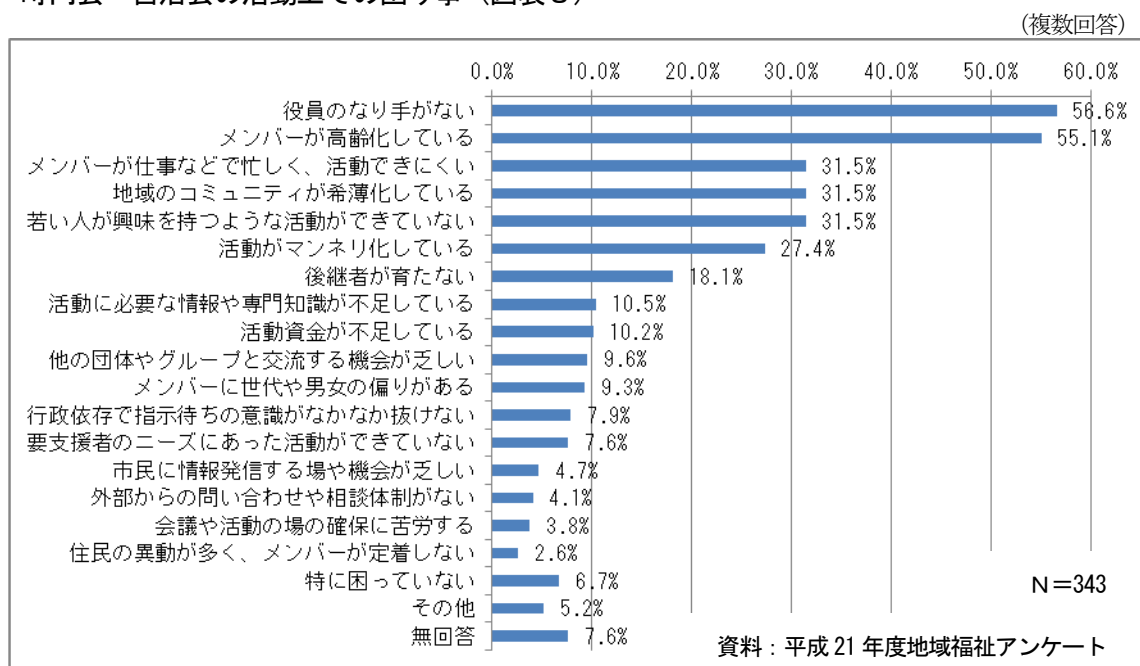
- ・NPOなどの各種市民活動団体が適材適所で活躍できるよう、区・町内会・自治会と連携するシステムが必要。
- ・地域住民が、自分たちの地域に関心を持ち、地域の人との交流や協力が本当に大切であるという考え方を根付かせることが必要。
- ・独居老人が増えているが、個人情報把握しづらく、緊急時の連絡先等もわからない。
- ・賃貸住宅の住民に対し町内会活動に目を向けさせ、入会を促し、新旧住民の融和をいかに図るかが課題。

これらの意見からも、高齢化や役員のなり手不足が活動上の課題になっていること、さらに潜在的な人的資源の活用やNPOなど各種市民活動団体と区・町内会・自治会との連携、地域住民への地域の一員であるという意識付けなどが必要と認識されていることがわかります。

このため、団塊の世代を呼び込む方策や若い世代が参加しやすい環境づくりを行うこと、地域住民に区・町内会・自治会活動に関心を持ってもらうよう、積極的な情報発信を行っていくことが重要です。

区・町内会・自治会活動は、そこに住む住民一人ひとりが「自分たちの手で自分たちの地域を住みやすいまちにしたい」という熱意を持ち、実行することで成り立つものであり、住民同士の協力が何よりも大切です。

区・町内会・自治会の活動上での困り事（図表8）



### ■ 3 区・町内会・自治会以外の地縁型団体の現状と課題

地域には区・町内会・自治会のほかに、子ども会、老人クラブ、コミュニティ推進協議会など、その地に住んだ縁で形成されている団体（地縁型団体）があり、多くの団体が区・町内会・自治会と連携・協力しながら活動しています。

#### (1) 子ども会

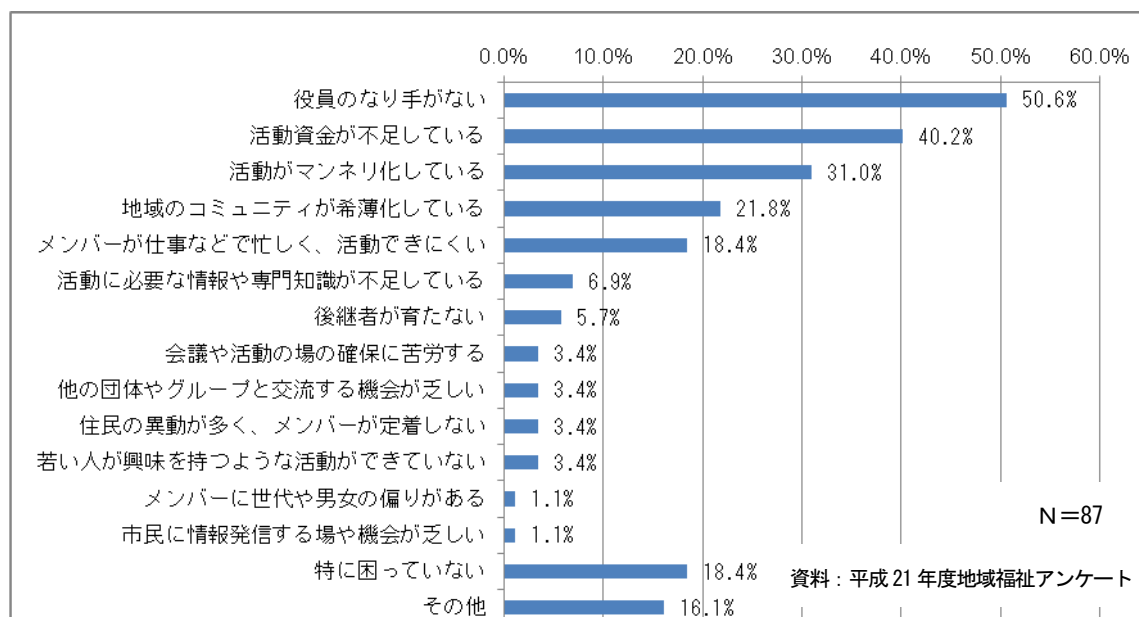
子ども会は、図表9に示すとおり、「役員のみなり手がない」などの課題を抱えています。

さらに、最近では子どもの趣味や興味が多様化し、子ども会離れが進んでいます。こうした現状を踏まえ、今後は「子ども会の価値」や「社会経験ができる場」であることの理解を深める情報発信を行うこと、さらに活動の質的な転換、役員のみなり手不足を地域全体でカバーするような仕組みづくりが求められます。

また、子ども会の連合組織である市子ども会育成連絡協議会（市子連）には約 4,000 人の児童が加入していますが、これは全児童数の約 20%です。市子連では子ども会の育成やジュニアリーダーの育成など、青少年健全育成に積極的に取り組んでおり、最近では区長町内会長連合会と連携して子ども会の活性化を目指すケースも出てきています。今後の連携の進展が期待されます。

子ども会の活動上での困り事（図表9）

（複数回答）



## (2) 老人クラブ

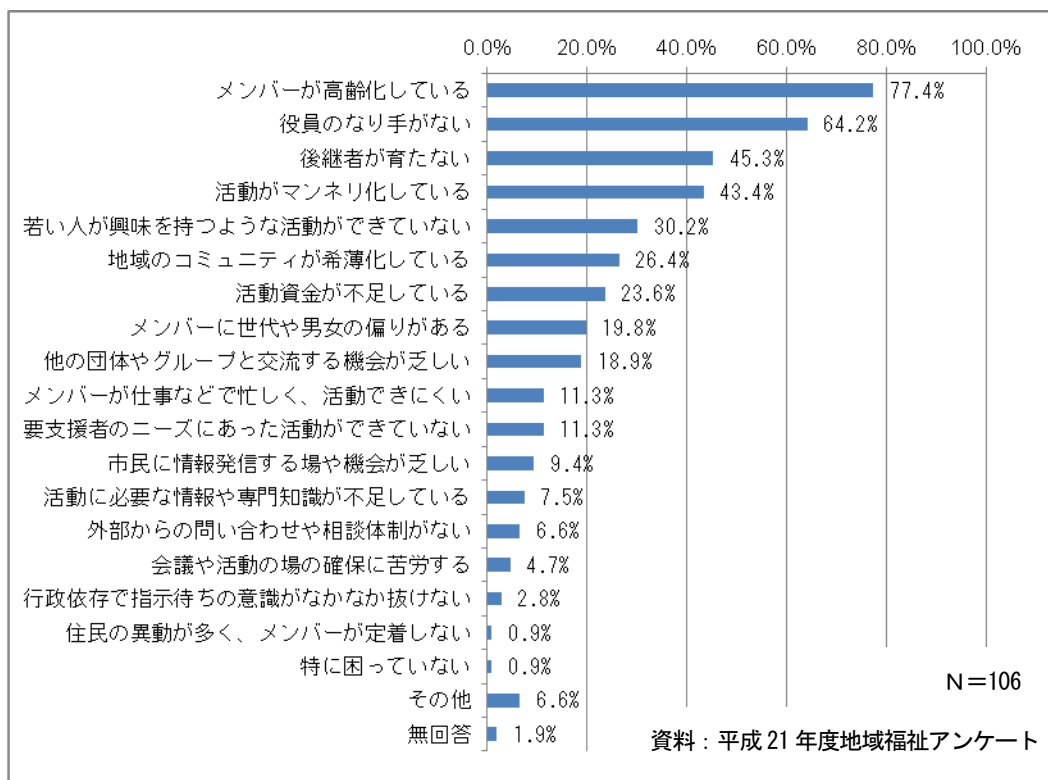
老人クラブは会員数が減少傾向にあり、とりわけ定年して間もない若い高齢者が加入しない傾向にあります。これは定年を過ぎても働く人が多くなったことや、「自分はまだ若い」という意識から、老人クラブへの加入に抵抗を感じる人が多いことが要因であると思われます。

また、現役時代にやりたくてもやれなかった事にチャレンジしたり、長年培ってきた技術の向上など生涯学習に取り組む人も多く見受けられます。こうした若い高齢者に地域のために活動する老人クラブの魅力や価値を伝え、少しでも多くの高齢者に参加してもらうことが今後の課題です。

こうした中、老人クラブの連合組織である市老人クラブ連合会（市老連）では、「春日井いきいきクラブ」という愛称を取り入れたり、新たな事業を企画するなどして若い高齢者が抵抗なく加入できる工夫をしています。今後は、区・町内会・自治会との連携をさらに強化しながら、多世代が交流できる事業の実施などが期待されます。

老人クラブの活動上での困り事（図表 10）

（複数回答）



### (3) コミュニティ推進協議会

コミュニティ推進協議会は市内に14団体あり、そのほとんどが区・町内会・自治会と一体となって活動しています。

区・町内会・自治会の役員が1、2年で交代するのに対し、コミュニティ推進協議会の役員は比較的長く務めたり、区・町内会・自治会の役員経験者が務めるなど、活動経験が豊富な人たちが中心となって親睦・交流活動や防犯・防災活動等に積極的に取り組んでいます。

しかし、他の市民活動団体と同様に役員のなり手不足やメンバーの高齢化が進んでおり、若い後継者の発掘が課題となっています。

## ■ 4 テーマ型団体の現状と課題

近年、一定の目的やテーマを持って活動するNPOやボランティア団体（テーマ型団体）の活動が増えており、図表11に示すとおり、その活動分野は多岐にわたっています。

テーマ型団体は明確な目的意識を持って活動しており、高い専門知識やノウハウを持っていることから、区・町内会・自治会活動を補完する大きな力を備えていると言えます。

例えば、最近では、子どもや高齢者への虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）などが社会問題となっていますが、個人のプライバシーに関わる問題は区・町内会・自治会などの地縁型団体では入り込むことが難しいため、そうした問題に取り組んでいるNPOなどが、区・町内会・自治会と連携して問題解決にあたることも考えられます。

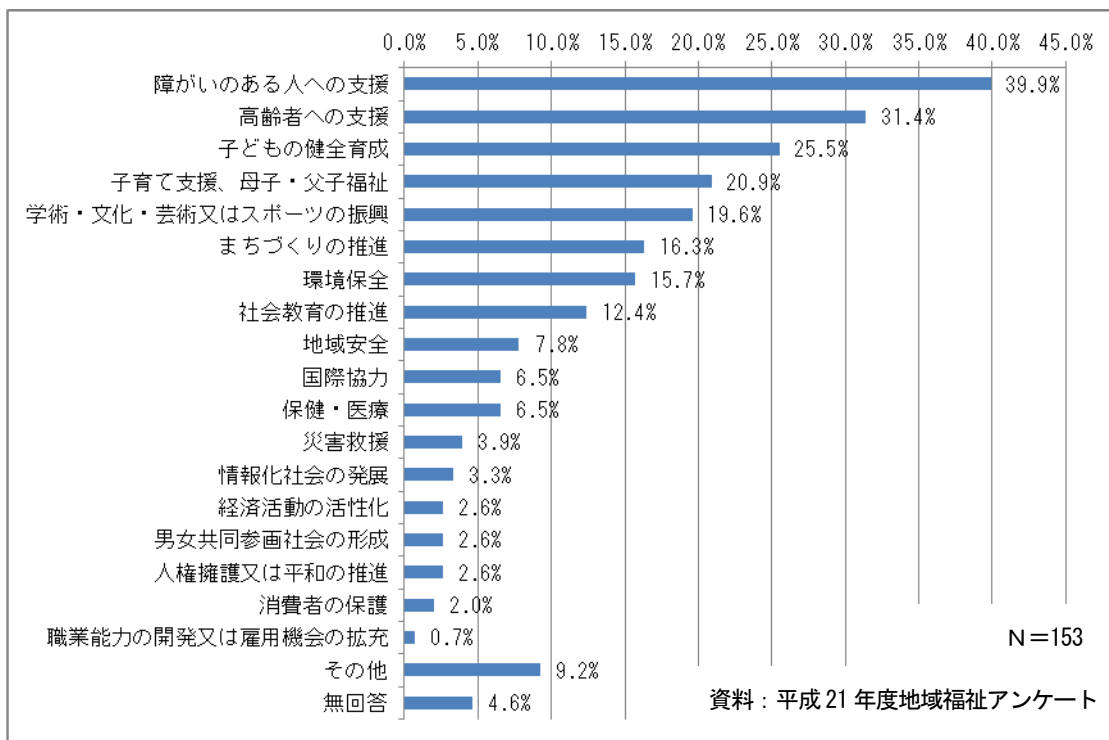
このように、地域の中心である区・町内会・自治会と得意分野を持ったテーマ型団体が有機的につながり、連携することは地域の課題を解決する重要な要素になると思われます。

しかし、現状では地域での認知度が低く、テーマ型団体が区・町内会・自治会と連携している例が少ないため、今後はテーマ型団体の活動が地域に広く浸透し、連携、協力できる体制になっていくことが課題であり、そのためにはテーマ型団体の効果的な情報発信が求められます。

また、図表12に示すとおり、メンバーの高齢化に困っている現状があり、若い人の参加が課題です。

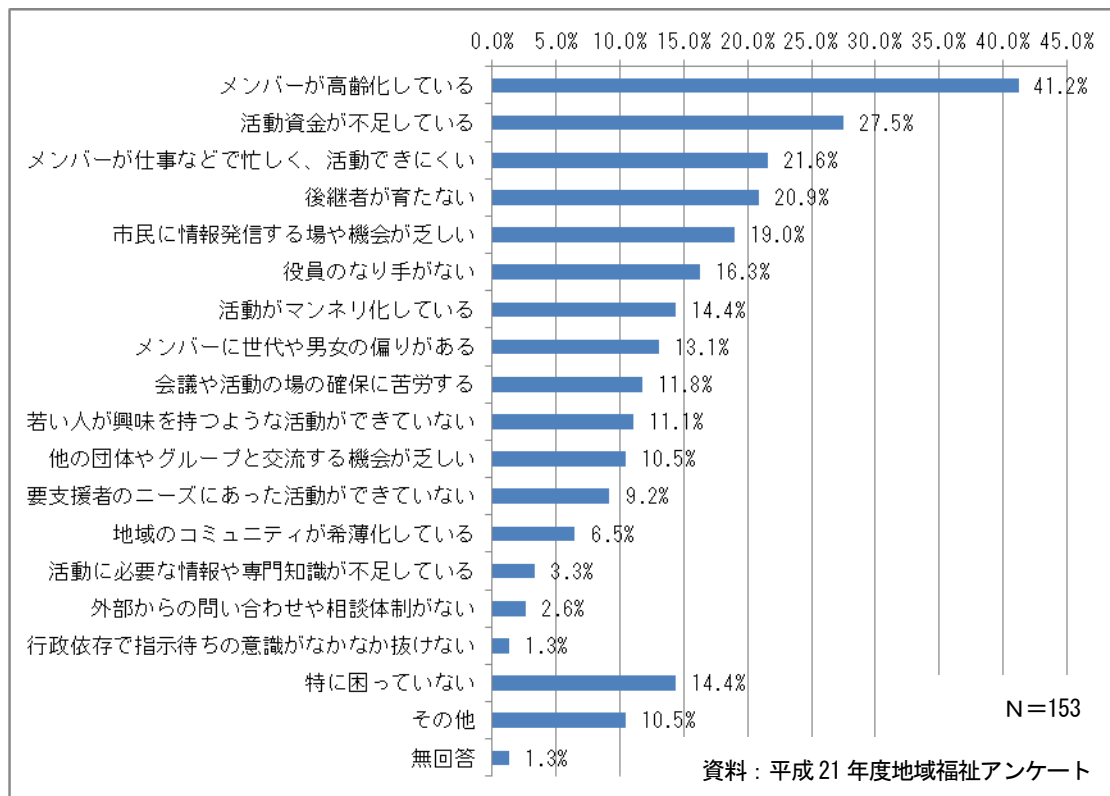
ボランティア団体及びNPO法人・団体の活動分野（図表 11）

（複数回答）



ボランティア団体及びNPO法人・団体の活動上の困り事（図表 12）

（複数回答）



## ■ 5 社会貢献活動に取り組む企業等の現状と課題

近年、企業や商店街、青年会議所などの社会貢献意識は高まりつつあり、地域社会の一員としての自覚を持ち、様々な活動を行っています。

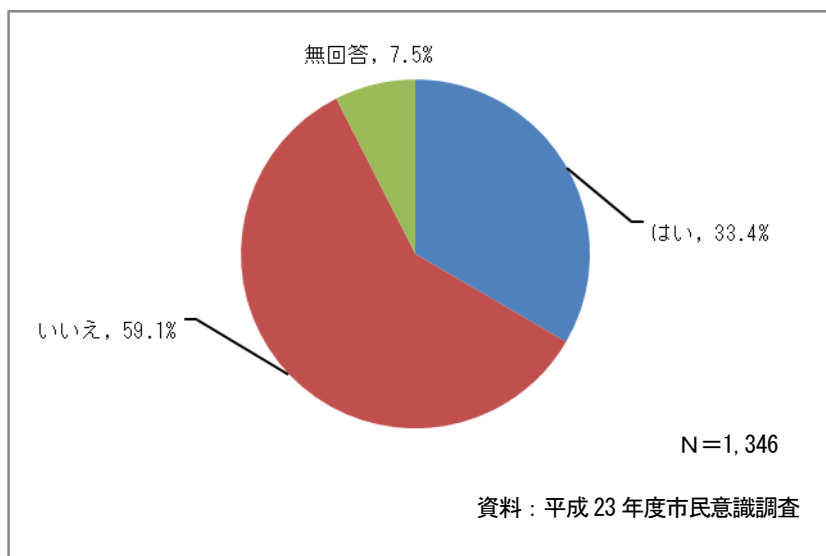
企業等にとって地域は経営の基盤であり、地域社会への貢献活動は企業等の認知度を上げることやイメージアップにもつながります。また、区・町内会・自治会などの地縁型団体とともに地域の活性化に取り組むことは、経営基盤の強化にもつながります。

しかし、現状では企業等の社会貢献活動に対する市民の認知度は低いように思われます。

図表 13 に示すとおり、企業や事業所が、地域や社会に対する貢献活動をしていると思っている市民は 33.4%にとどまっており、今後は活動を行う企業の増加や、活動を市民に知ってもらう情報発信、さらに、区・町内会・自治会など地縁型団体と積極的に連携・協力していくことなどが必要であると言えます。

また、企業や商店街、青年会議所などが持つ人的・物的資源の活用は、地域の活性化に大きな効果をもたらすと考えられるため、今後は地域と企業等が連携し、いかにその資源を有効活用していくかが課題です。

市内の企業や事業所が、地域や社会に対する貢献活動をしていると思いますか？（図表 13）



## ■ 6 行政の現状と課題

行政は、情報伝達や行政の補完機能を持つ区・町内会・自治会と重要なつながりを持つことによって運営が成り立っています。

このように、行政は互いに協力し合い活動している区・町内会・自治会に対し、各種補助制度などの財政的支援や物的支援を行っています。

平成19年4月には、市民活動支援センターを開設し、市民活動の拠点として情報の収集、発信、団体間の交流の場の提供、コーディネートなどを行っており、登録団体は年々増加しています。

また、「市民活動情報サイト」（市民活動情報専門のホームページ）を開設しており、積極的な情報発信に努めています。

さらに、平成23年10月には、高蔵寺ニュータウンの商業施設内に公設民営の市民活動の拠点施設として、東部ほっとステーションを開設しました。

地域福祉アンケートでは、区・町内会・自治会、子ども会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体が「市役所に期待すること」として、「情報提供の充実」が最も多く、その他、「気軽に応じられる相談体制の充実」や「活動するための場の確保」などが挙げられています。

こうしたことから、さらに市民活動支援センターなどでの情報の受発信機能、相談機能、活動の場としての機能を充実させることが重要であると言えます。

また、学校などの公共施設を交流の場として使える仕組みづくりの研究が必要です。

## 第3章 活動団体と市民、行政の役割

ここでは、前章の現状と課題を踏まえ、住みやすい地域社会の実現に向けて各活動団体と市民、行政が担っていくべき役割を示します。

### ■ 1 区・町内会・自治会の役割

- 地域の課題は、地域で取り組み、自助、共助に努める。
- 積極的な加入促進活動を展開し、加入率の向上を図る。
- 豊富な知識や技能を持った人や団塊の世代への参加を促すなど、担い手の発掘に努める。
- 市民活動支援センターの情報発信機能などを活用し、積極的かつ効果的な情報提供を行う。
- 地域の核、すなわち地域のすべての住民に関わる基本的な団体として、他の地縁型団体やテーマ型団体、社会貢献活動に取り組む企業等と連携しながらより良い地域づくりを行う。
- 地域の子ども会や老人クラブ、その他の市民活動団体との情報交換や交流を深める。

### ■ 2 区・町内会・自治会以外の地縁型団体の役割

- 地域の核である区・町内会・自治会を支援し、一体となってより良い地域づくりに取り組む。
- 豊富な知識や技能を持った人や団塊の世代へ参加を促すなど、担い手の発掘に努める。
- 市民活動支援センターの情報発信機能などを活用し、積極的かつ効果的な情報提供を行う。



### ■ 3 テーマ型団体の役割

- 地域の核である区・町内会・自治会を支援し、一体となってより良い地域づくりに取り組む。
- 団体の活動を認知してもらうため、広報や新聞、市民活動支援センターの情報発信機能などで積極的にPRするとともに、誰もが気楽に参加できる環境づくりに努める。
- 各種講習会や研修などへ積極的に参加し、知識・技術の向上を図る。
- 地縁型団体や社会貢献活動に取り組む企業等と連携し、団体の持つ専門性や特技を地域に活かす。
- 高齢化が進んでいる団体では、若い世代の取り込みを積極的に行い、団体の若返りや活動の活性化を図る。
- 若い世代のみで組織する団体は、行動力や自由な発想力を活かし、団体の枠を超えた幅広い活動に努める。

### ■ 4 社会貢献活動に取り組む企業等の役割

- 地域の核である区・町内会・自治会を支援し、一体となってより良い地域づくりに取り組む。
- 地域の一員として、市民活動に積極的に参加する。
- 社員や構成員が市民活動に参加しやすい環境づくりを組織的に行う。
- 企業等が持つ人的、物的資源や情報などを積極的に地域に提供する。
- 柔軟な発想力や企画力、技術力などを活かし、地元の地縁型団体と連携し地域の活性化を図る。

## ■ 5 市民の役割

- 市民活動に関心を持ち、自分ができるところを考え、実行に移す。
- 市民一人ひとりが市民活動の担い手であることの意識を高める。
- 最も身近な市民活動団体である、区・町内会・自治会に加入する。
- 地域の一員として地域の核である区・町内会・自治会を支援し、一体となってより良い地域づくりに取り組む。
- 地域の一員として市民活動に積極的に参加する。

## ■ 6 行政の役割

- 様々な分野で活動する団体や市民をまちづくりのパートナーと位置付け、協働のまちづくりを推進する。
- 区・町内会・自治会が地域課題を解決する重要な役割を担っていることを啓発する。
- 市区長町内会長連合会と連携して加入率向上に向けた調査・研究を行うとともに、加入促進に努める。
- 市民活動に必要な支援を継続して行う。
- 市区長町内会長連合会や市コミュニティ推進連絡協議会、市ボランティア連絡協議会、市子ども会育成連絡協議会、市老人クラブ連合会、青年会議所、商工会議所などと連携を図り、市民活動の促進に努める。
- 市民活動に関する講座や研修会、交流会などを開催し人材育成に努める。
- 市民活動団体間の連携のきっかけづくりやコーディネートを積極的に行う。
- 市民活動団体の求めに応じ、提供可能な情報を提供する。
- 先進的な活動事例を紹介する。
- 公共施設を地域の交流の場として使える仕組みを研究する。
- 市民活動に関する情報が集まる市民活動支援センターの機能をさらに充実させる。

## 第4章 市民活動の促進に向けた取組

各活動団体の現状や課題を踏まえ、区・町内会・自治会を中心とした魅力のある市民活動の促進に向け、4つの取組を柱とするとともに、その考え方を例示します。

### ■ 1 人材の発掘と育成

すべての市民活動団体において、加入率の低下や役員のなり手不足、メンバーの高齢化などの問題から、役員の中には同じ人が長期間務めているケースがあります。経験や知識を活かした団体運営が可能となりますが、その反面、組織の硬直化や役員の新陳代謝が図られない弊害を招く可能性があります。

このため、活動の担い手となる人材の発掘と育成が重要です。

地域には豊富な知識や技能を持った人や、「何かやりたい」、「やってもいい」と思っている人が潜在的にいると思われます。これらの人たちを発掘して活動に参加してもらうきっかけづくりを積極的に行うことが必要です。

地域の中で、退職を迎えた団塊の世代は最も期待される人材です。自分が持っている知識や技能を活かし、これまで地域にお世話になった恩返しとして活動に参加することで新たな生きがいを見出すきっかけになります。

また、役員に若い人や女性を登用することは、活動に新たな視点を取り入れることができるほか、後継者の育成に有効な手段です。

さらに将来、市民活動の担い手となる子どもたちにも、より多く活動に参加する機会を設け、子どもの頃から市民活動の意義を教えることも必要と考えます。

こうして世代や性別を問わず多くの人たちに参加してもらうことにより、人材の発掘と育成を図ることができ、地域力の向上につながっていくことが期待できます。

### ■ 2 情報の共有

市民活動の促進のためには、活動に関する情報や行政に関する情報を、各活動団体及び市民、行政が共有できる環境をつくることが不可欠です。

市民にとっては活動に参加するきっかけとなる情報、各活動団体にとっては他の活動団体に

関する情報や行政情報、行政にとってはできるだけ多くの市民活動に関する情報が必要です。

しかし、中には情報の受発信の手段や人的パワーに乏しい団体もあり、行政や他の団体が支援するなど、情報共有が容易にできるような仕組みが必要です。

また、個人情報については活動上必要であるにも関わらず、本人の同意が得られないため、入手できないケースがありますが、趣旨を説明し理解してもらうことが大切です。

行政からの個人情報の提供についても、法に基づいた対応を第一に、本人の同意を得られたものを提供します。

### ■ 3 地域資源の有効活用

地域にある、人的・物的資源を有効活用して活動に付加価値をつけることは、市民活動の促進にとっても効果的です。

例えば、豊富な知識や技能を持った人に活動の担い手として活躍してもらったり、地域の商店街や企業に参加・協力してもらうことにより、さらに魅力ある事業につなげることが期待できます。

地域で毎年行われている事業はマンネリ化が問題になりがちですが、必ずしもそれが悪いというわけではなく、毎年、同じことが継続して行われることにより、例えば子どもたちが10年後、20年後その地域に帰った時、あの時と全然変わっていないという、“懐かしさ”や“故郷”を感じることもできます。このため、マンネリ化のあり方もすべて否定的に捉えるのではなく、既存の事業を地域の資源ととらえ、良い所を継承しながら、その時々ニーズに合うよう少しずつ工夫することで、さらに魅力ある事業になるとともに、地域全体の活性化につながっていく可能性もあります。

また、地域の公園や集会所は、住民にとって最も身近な施設であり、市民活動の拠点として貴重な資源です。さらに、地域の学校や企業の協力が得られればそれらの施設も有効活用でき、新たな地域資源となり得ます。

近年は、大学生が積極的に地域貢献活動に参加する事例もあり、大学の人的・物的資源を活用することも有効です。

## ■ 4 活動団体相互の連携

地域を取り巻く環境が大きく変化する中、地域の課題も複雑・多様化し個々の市民活動団体の取組だけでは解決できない場合が出てきています。

また、団体によっては高齢化により活動が困難になるケースも見受けられます。こうした中、区・町内会・自治会を核としてその他の地縁型団体、テーマ型団体、社会貢献活動に取り組む企業等が連携することにより、それぞれが持つ特性や資源、知識を活かしながら互いの活動を補完し合うことが可能になります。

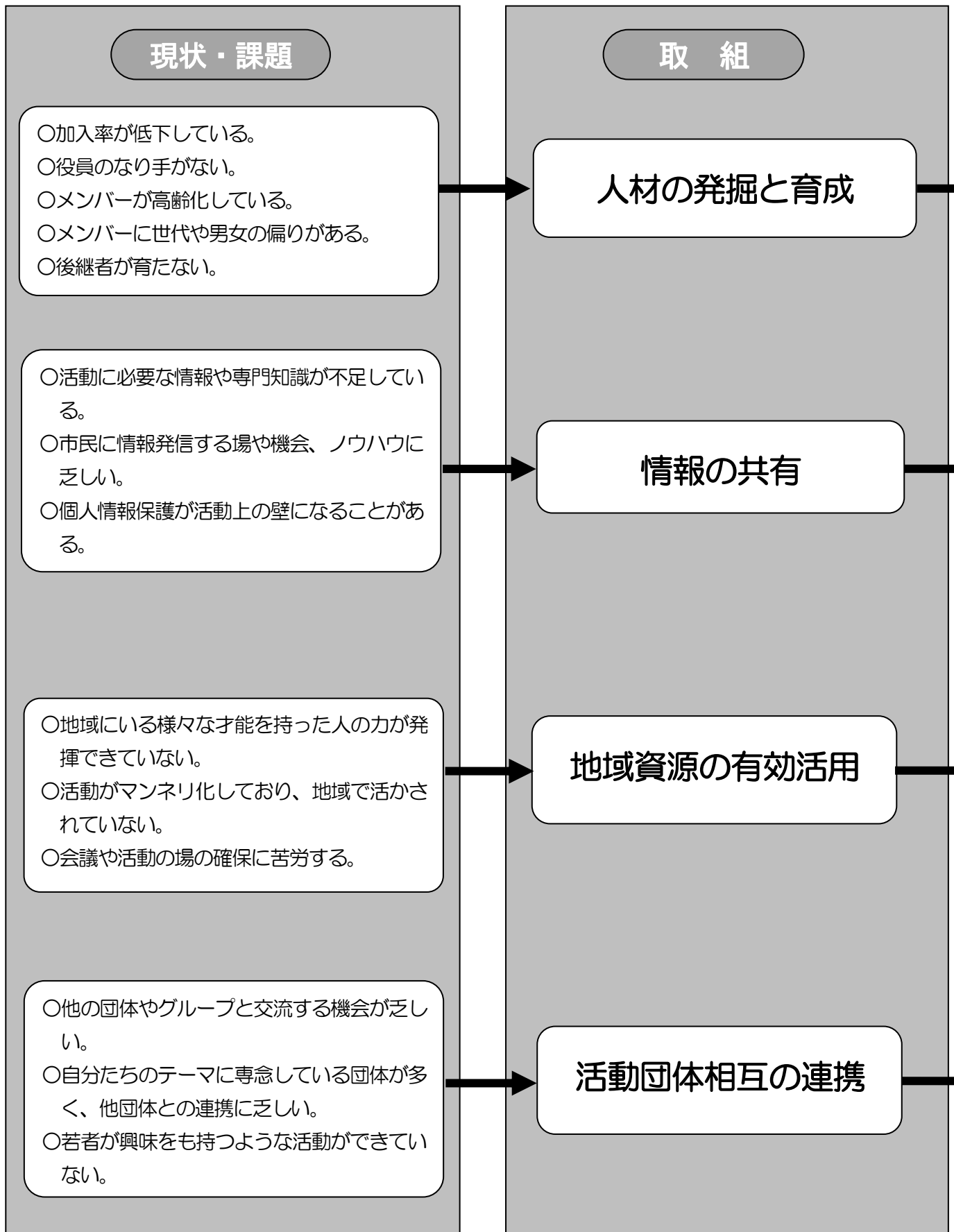
これまで地域によっては縦割りの意識があり、身内のみの活動で横のつながりがあまり無いというケースも見受けられました。

しかし、多様化する地域の課題を解決していくためには、団体の枠を超えた連携が不可欠であり、これまでの閉鎖性を打開する必要があります。

その手助けをするのが行政の役割であり、市民活動に関する様々な情報を提供し、団体間をつなげるコーディネートや交流の場の提供などを積極的に行い、連携を推進することが市民活動の促進につながるものと考えます。

ただし、地域にはそれぞれ特性があり、効果的な連携のあり方は地域によって異なるため、それぞれの特性に合った連携を図っていくことが必要です。

# ＜魅力ある市民活動を促進するために＞



## 考え方

- 活動内容をチラシやホームページで紹介することで活動に興味を持ってもらう。
- 団塊の世代の知識や技能を積極的に活用する。
- 役員に若い人や女性を登用し、後継者の育成を図るとともに運営に新しい視点を取り入れる。
- ボランティア育成、リーダー育成講座など各種講座を受講し、人材育成を図る。

- 市民活動の情報を収集・発信できる市民活動支援センターの機能を活用する。
- 各種団体が集まる機会を定期的に設け、情報交換を行う。
- 地域の広報誌に地域内外の各種団体の情報を募集・掲載し、地域全体で情報を共有する。
- チラシやホームページを作成する際に、専門知識を有する NPO や企業などが支援する。
- 個人情報の取扱いには十分留意しながらも、積極的に情報を収集し発信する。

- 地域内の趣味や技能に長けた人にイベント等で活躍してもらう。
- 地域の企業・大学等の協力を得て、人的・物的資源を活用する。
- 既存の事業も地域資源ととらえ、その良さを継承しながら、時代のニーズに合うよう工夫する。
- 地域の代表的な資源である公園や集会所、学校等の公共施設を有効活用する。

- 団体間をつなぐために相互に役員を出し合ったり、調整役のコーディネーターを育成する。
- 地域のイベントを開催する際に NPO、ボランティア団体、企業等にも参加を促す。
- 防犯・防災、福祉など活動に特化した NPO やボランティア団体が、地縁型団体と連携して地域の問題解決に取り組む。
- 市民活動支援センターのコーディネート機能を充実する。
- 若い世代で組織する NPO や企業等と連携し、若者が興味を示す活動を取り入れる。

## 目標

区・町内会・自治会を中心とした市民活動の促進（地域の活性化）

## おわりに

心豊かで住みやすい地域社会の実現のためには、地域と行政がともに地域づくりの主体として、それぞれの立場を理解・尊重し、双方が一体となって、市民活動の促進に取り組んでいくことが必要です。

地域社会は地縁に基づく社会であり、一定の地域的な区画を基礎として、そこで生活するすべての世帯と個人を包括しています。この地域社会の基盤を厚くするためには、地域にとって欠くことができない構成員である市民一人ひとりが、地域は自分のものだという自覚（当事者意識）と、地域をより住みやすいものにしたいという思いを持ちながら、積極的に関わり、コミュニケーションを図っていくこと、そして、区・町内会・自治会と市民活動団体が互いに連携しながら活発に活動していくことが不可欠です。

また、連携の進展により、市民が町内会活動を軸にしながら、テーマ型団体にも関心を持つなど、市民活動への意識を高めていくことが期待されます。

この指針で示した取組の方向性は、様々な市民活動団体の共通認識として市民活動のなかに取り入れていくとともに、本市においては、市が取り組むそれぞれの施策に反映させ、できる限りの支援を行い、市民活動の活性化を促進していきます。



資

料



基本指針策定までの経緯

年月日	会議名等	審議内容
平成23年11月2日	第1回春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動促進のための基本指針の概要について</li> <li>・市民活動の現状と課題について</li> </ul>
平成24年1月19日	第2回春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の現状と課題について</li> </ul>
平成24年3月8日	第3回春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動促進のための基本指針（素案）について</li> </ul>
平成24年5月24日	第4回春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動促進のための基本指針の素案の修正について</li> </ul>
平成24年8月3日	第5回春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動促進のための基本指針の素案の修正について</li> </ul>
平成24年8月31日 ） 平成24年10月1日	市民意見公募（パブリックコメント）の実施	
平成24年10月26日	第6回春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動促進のための基本指針（案）について</li> <li>・市民意見の検討について</li> </ul>

## 春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会要綱

(設置)

第1条 春日井市市民活動促進のための基本指針を策定するため、春日井市市民活動促進のための基本指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 春日井市市民活動促進のための基本指針の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動に関して優れた識見を有する者
- (2) 市民団体等の代表者又は市民団体等から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 策定委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

春日井市市民活動促進基本指針策定委員会委員

役 職	団 体 等	氏 名
会 長	名古屋大学 名誉教授	中 田 実
委 員	椚山女学園大学 人間関係学部 准教授	谷 口 功
	春日井市区長町内会長連合会 会長	稲 垣 皖 永 (平成24. 5. 18から) 松 本 由太郎 (平成24. 3. 31まで)
	高森台コミュニティネットワーク 書記	森 本 真理子
	春日井市子ども会育成連絡協議会 副会長	佐 藤 裕 子
	春日井市老人クラブ連合会 副会長	高 塚 徳 夫
	春日井市青年会議所 専務理事	竹 田 卓 弘
	春日井市国際交流ネットワーク 元会長	二 村 みどり
	市民公募	木 村 典 子 後 藤 一 明



# 春日井市市民活動促進基本指針

平成 24 年 月

編集・発行 春日井市 市民生活部 市民活動推進課

〒486-8686

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地